建築計画概要書等の閲覧について

建築計画概要書等の閲覧については、これまで閲覧請求簿に所定の事項を記入することにより、誰でも閲覧することが可能となっておりました。これにより、事業者などが建築計画概要書等を大量に閲覧し、建築主にダイレクトメールを送るなどの営業行為により、市民から苦情が寄せられる事例が多数発生しております。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条の2の規定は、建築計画概要書等を閲覧の用に供し周辺住民の協力のもとに違反建築を未然に防止するとともに併せて無確認建築物の売買等をも防止しようとすることを目的としたものです。また、この制度を利用することで、自分の土地や建物の周辺にどのような建物が計画され、どのような影響を受けるのかを知ることもできます。

そのため、利害関係を有しない者が本制度の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的のために当該図書の閲覧を請求する場合においては、当該請求を拒否することができることとなっています。また、建築物等を特定せずに大量に建築計画概要書等の閲覧を求める場合についても、本制度の趣旨を逸脱して閲覧を請求する場合に該当します。

このようなことから、平成 26 年7月 1 日から閲覧請求簿には、閲覧する物件を特定するための事項(建築主氏名・建築場所など)を記入していただくこととなりますので、趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。